

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和元年6月27日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800641号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900011号

## 第1 結論

昭和63年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年10月から昭和51年3月まで  
② 昭和53年4月から昭和54年3月まで  
③ 昭和63年2月及び同年3月

私は、昭和43年10月に結婚し、A県B市に転居した頃、同市役所の本庁窓口で国民年金の加入手続きを行い、請求期間①については、毎月自宅に来る集金人に対して、私と夫の二人分の国民年金保険料を、納付書により一緒に納付していた。

また、請求期間②及び③については、自宅に来る集金人又はC金融機関(現在は、D金融機関)B支店、同金融機関E支店若しくは近所のF金融機関(現在は、G金融機関)の窓口のいずれかに対して、毎月私と夫の二人分の国民年金保険料を、納付書により一緒に納付していた。

夫の年金記録において、請求期間①、②及び③は、いずれも国民年金保険料の納付済期間とされており、夫が国民年金保険料を納付していたのであれば私も同様に納付していたはずなので、当該各期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間③について、オンライン記録によると、請求者の請求期間③前後の期間は国民年金保険料の納付済期間であり、請求期間③後に国民年金保険料の未納期間はない。

また、請求期間③は2か月と短期間である上、オンライン記録によると、請求者及び請求者の夫については、当該期間の前後の期間に係る国民年金保険料を現年度納付した記録となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、昭和43年10月に結婚し、A県B市に転居した頃、同市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、毎月自宅に来る集金人に対して、自身と夫の二人分の国民年金保険料を、納付書により一緒に納付していた旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続きが行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和52年3月31日にB市において払い出されており、請求者に係る同市の国民年金被保険者台帳を見ると、「52.1.14 新規取得」の印が確認できることから、請求者に係る国民年金の加入手続きは、同年1月頃に行われたものと推認でき、請求

者の陳述と符合しない。

また、前述の被保険者台帳により、請求者は、前述の加入手続時点（昭和 52 年 1 月頃）において、20 歳に到達した昭和 39 年\*月\*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられるところ、当該加入手続時点まで、請求期間①は未加入期間として扱われていたことから、請求者が請求期間①の国民年金保険料を現年度納付することはできない上、当該加入手続時点において、請求期間①の大半の期間に係る国民年金保険料は、時効により過年度納付することもできない。

さらに、請求期間①の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の記号番号の払出しの有無について社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間①は 90 か月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとは考え難い上、請求者が、請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間①について、ほかに請求者に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

請求期間②について、請求者は、毎月、自身と夫の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた旨主張している。

しかしながら、前述の被保険者台帳によると、請求者の請求期間②直前の昭和 52 年度に係る国民年金保険料は、昭和 55 年 1 月 30 日に過年度納付されている一方、請求者の夫に係る B 市の国民年金被保険者台帳によると、同人の昭和 52 年度に係る国民年金保険料は、請求者より 1 年程度前に過年度納付されており、請求者の主張と符合しない。

また、D 金融機関 B 支店、同金融機関 E 支店及び G 金融機関の各担当者は、請求期間②に係る資料は保存期限経過により保管していない旨陳述している上、請求者が、請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間②について、ほかに請求者に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900007号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900021号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成25年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成25年9月から平成26年8月までは26万円を34万円、同年9月から平成27年8月までは26万円を30万円とする。

平成25年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月1日から平成27年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低い額となっているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成25年9月1日から平成27年9月1日までの期間について、A社から提出された給与明細一覧表により、請求者が当該期間において同事業所からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成25年9月1日から平成27年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細一覧表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成25年9月から平成26年8月までは34万円、同年9月から平成27年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成25年9月1日から平成27年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、オンライン記録どおりの訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を年金事務所に納付した旨回答している上、請求者に係る当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年3月18日に年金事務所に提出していることが確

認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間について、前述の給与明細一覧表により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であるものの、当該給与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800673号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900012号

## 第1 結論

昭和57年7月の請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成5年2月及び同年3月の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年7月  
② 平成5年2月及び同年3月

請求期間①について、私は、時期は定かでないが、A県B市C区役所又は同市D区役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、納付書により付加保険料を含む国民年金保険料を現金で納付していたにもかかわらず、未加入期間となっている。

また、請求期間②については、E県F市役所又はE県G区役所の窓口若しくは郵便局又は金融機関の口座振替のいずれかにおいて、請求期間②を含む平成4年度分国民年金保険料として、前後の年度と同様に、付加保険料を含む国民年金保険料を前納していたはずであるにもかかわらず、請求期間②のみ付加保険料を納付していない記録となっている。

請求期間①及び②には、いずれの期間も付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A県B市C区役所又は同市D区役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、付加保険料を含む国民年金保険料を現金で納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、昭和54年5月1日に払い出されているところ、請求者に係る年金手帳、B市D区の国民年金被保険者名簿、H県I市の国民年金賦課収納状況一覧表及び国民年金被保険者台帳を見ると、請求者が昭和56年11月2日に国民年金被保険者資格を喪失し、昭和58年1月25日に同資格を再取得したことは記載されているものの、請求期間①に係る国民年金の加入記録は見当たらず、未加入期間として管理されており、このことは当該期間に係る国民年金の加入手続きを行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求期間①は、前述のとおり国民年金の未加入期間として記録されていることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方等による氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

請求期間②について、請求者は、当該期間を含む平成4年度分国民年金保険料として、付加保険料を含む国民年金保険料を前納していた旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の平成4年分国民年金保険料が前納された旨の記録を確認することはできない一方、請求期間②については、国民年金保険料のうち定額保険料のみが過年度納付されていることが確認できるところ、請求期間②当時の制度上、付加保険料については、現年度保険料の納期限を経過すると納付することができないことから、当該期間に係る付加保険料については納付していたとは認められない。

このほか、請求者が請求期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び請求期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の請求期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び請求期間②の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び請求期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。